

第一条. 本団体はSOYBEANS since 1997と云う。以下、クラブと云う。

第二条. 本団体は、サッカーを通じて、年齢、職業およびその他様々な要素を持つ人間により構成されるため、一つの規約に則って運営する事とする。尚、本規約制定前に入団した選手については、この規約を速やかに熟読、理解および納得の上、選手として活動する事とする。

第三条. クラブの選手資格は、満20歳以上であることを条件に現メンバーの紹介によって得ることができる。また、クラブホームページの入団申込みからも受け入れる事とする。尚、万が一未成年の参加希望者がいた場合は、第五条3)に準じ、保護者(クラブのメンバーに限る)同伴のみを特例とする。

第四条. クラブの活動は以下の通りである

- 1). 毎週金曜、市立尾島小にてナイター練習(活動費の納入規定ナシ)
- 2). 練習試合、各地域リーグ、大会への参加
- 3). 年間行事(秋: SOYPARTY、冬: 忘年会, NEW YEAR CUP)

第五条. 団費及び必要経費は以下のように定める

- 1). 年間活動費 一括5,000円(期限: 試合参加日から3ヶ月)

納入資格は、有料グラウンド(岩松サッカーコート, 太田市運動公園)を含む試合参加者。尾島小練習の参加者は是に該当しない。万が一期限内に納入不可の場合は速やかにSOYBEANS運営委員会に申し出ること、またその事由によって検討・決議する事とする。レクリエーション活動費用は別途納める事とする。尚、年度途中からの入団者についても速やかに同額を納める事とする。

- 2). 団費の運用方法は以下の通り

協会登録費、各種リーグ・大会参加費、練習場代金、その他必要に応じて備品の購入、催しの補填

- 3). スポーツ保険(¥2,000)の希望加入者は毎年3月に募ることとし、加入可否は任意とする

クラブ活動中、及び移動中における事故、怪我、盗難、傷害、またその他の事故についての補償は、クラブが強く加入を推奨するスポーツ安全保険の範囲内とし、団員とその親権者は、本クラブに対し損害賠償を求めないものとし、本クラブは賠償しないものとする。

- 4). ユニフォーム購入代(¥20,000)

購入時、背番号はその時点での空き番号の中から選ぶ事とする。またユニフォーム購入意思をチームへの忠誠心と見なし、試合などは優先的に出場できる事とする。(基本的に購入は任意だが試合形式によりユニフォームを有さない者は出場不可の試合もある)

第六条. 以下の者をクラブ運営委員会とする。

鶴巻、河内(範)、富田、南、金子、怒木、河内(茂)、岩瀬

代表任期は最長5年、主将/副主将任期は最長1年(選挙によって連続当選の場合は、いずれも是に限らない)

第七条. この規約は団員の申し出があれば見直すことができる。

第八条. この規約は2017年1月1日より発効する。